

# いはらポイント制度が変わります。

## ～令和5年4月から～

いはらポイント制度の対象事業が、令和5年4月から週1回通いの場、チャレンジ通いの場、市と老人クラブ連合会共催事業のみとなります。

また、ポイント交換窓口が高齢者支援課となります。

通いの場の団体の皆様は、会員の皆様に御周知申し上げます。

引き続き、いちぽに参加される場合は、年度当初に通いの場の補助金申請を行い、現状のままご利用ください。

本制度の利用を中止、または廃止する場合は、スタンプ等を窓口に戻却してください。

また、ポイントの有効期限は、最後のスタンプの日付から1年間です。ご注意ください。

なお、ポイント交換時の、各支所の窓口でのポイントカードの預かりは、継続してご利用可能です。

### 【4月からの交換窓口】

市役所 第1庁舎 2階 保健福祉部 高齢者支援課

電話 0436-23-9814

